



平成22年5月26日

各 位

オメガプロジェクト・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 近藤 宜彰
(コード番号 6819)
問い合わせ先
専務取締役 村上 東 哲
電話番号 03-3493-3080

商号変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年5月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成22年6月25日開催予定の第35回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 商号変更

(1) 新商号

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社
(英文名 Social Ecology Project Co.,Ltd)

(2) 商号変更実施日

平成22年10月1日

(3) 変更の理由

当社は、更なる企業価値・株主価値向上を目指した経営改革を推し進めております。また、主体事業でありますレジャー事業において、株主様、お客様、お取引先様、地域社会、地方行政など多くのステークホルダーのお力添えもあって、恵まれた自然環境の中で動物・植物が一体となった伊豆シャボテン公園が開園50周年を迎えることができました。

今後は、伊豆でのレジャー事業のみならず、自然環境事業をはじめ、社会が抱える様々な問題を解決するための事業を選択し、展開する企業として、事業成功による社会貢献を目標として、それに相応しい商号に変更することにいたしました。

(4) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

2. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

① 事業の効率化のため、当社定款第3条の本店所在地を変更するものであります。

なお本店は、経費節減と利便性向上を図るため、本議案が承認可決された後、港区内へ移転する予定であり、詳細につきましては確定次第ご報告いたします。

② 現在の定款上の取締役定数が「3名以上」となっており、取締役定数に上限が定められておりませんでした。このため、取締役の効率的な配置を目的として、定数の上限を定め、当社定款第19条の取締役の人数を「3名以上7名以内」といたします。

- ③ 経営の透明性・責任の明確化を図り、経営環境の変化に迅速に対応できる経営基盤の確保ため、取締役の任期を現行の2年以内から1年以内といたします。
 - ④ 現在の定款上の監査役定数が「3名以上」となっており、監査役定数に上限が定められておりませんでした。このため、監査役定数の上限を定めるため、当社定款第28条の監査役の人数を「3名以上5名以内」といたします。
- (2) 定款変更の内容
変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	6月25日
定款変更の効力発生日	6月25日

以 上

(別紙)

(下線部変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 本会社は、<u>オメガプロジェクト・ホールディングス株式会社</u>と称し、<u>英文ではOmega Project Holdings Co.,Ltd</u>とする。</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 本会社は、本店を東京都<u>品川区</u>に置く</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 本会社には、取締役 <u>3 名以上</u>を置く</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>2 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時のときまでとする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 28 条 本会社には、監査役 <u>3 名以上</u>を置く</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 本会社は、<u>ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社</u>と称し、<u>英文ではSocial Ecology Project Co.,Ltd</u>とする。</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 本会社は、本店を東京都<u>港区</u>に置く</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 本会社には、取締役 <u>3 名以上 7 名以内</u>を置く</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>1 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時のときまでとする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 28 条 本会社には、監査役 <u>3 名以上 5 名以内</u>を置く</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 第 1 条 (商号) の変更は、平成 22 年 10 月 1 日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は第 1 条の効力発生日をもってこれを削除する。</p> <p>第 2 条 第 3 条 (本店の所在地) の変更は、平成 22 年 7 月 31 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生日をもってこれを削除する。</p>